

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本理念・目標

1 基本理念

超高齢社会を乗り越えるためには、一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会が求められています。

このような社会を実現するためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりと、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを実現することが重要となります。

そこで、この計画における基本理念を「人生 100 歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくり」と決めました。

基本理念

「人生 100 歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくり」

2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標

(1) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

基本理念に基づき、高齢者の居住の安定を確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくりを実現するため、ハード・ソフト施策の両面から施策目標を設定します。

ア 高齢者が安心して暮らせる住まいや施設の提供

高齢者が安心して暮らし続けるためには、新たに高齢者向けの住まいを建設するだけでなく、既存ストックの活用も行いながら、高齢者が暮らしやすい住まいの確保と施設サービスや居住系サービス¹の充実が必要です。

このため、的確なケアが提供される高齢者向けの住まいの供給や、住まいのバリアフリー化、健康に配慮した住まいづくりを行うとともに、高齢者施設等の計画的な整備により、高齢者の居住環境の向上を目指します。

イ 高齢者がいきいきと暮らせる居住支援

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らし続けるためには、地域全体で支え合う力の強化や、高齢者の心身状態に応じた適切なケアが必要となります。

このため、住宅・福祉部局、地域住民、NPO団体等が連携して高齢者を地域で支える力を強化するための互助²体制の構築と健康の視点を取り入れた新たな居住コミュニティの創出・再生を図ります。

また、地域住民等による見守りや訪問活動等の互助の取組とともに、高齢者への支援体制の確立、介護サービスの充実を図ることにより、高齢者への居住福祉の推進を目指します。さらに、高齢者向けの住まいや生活支援・居住支援等のサービス情報をわかりやすく提供し、居住福祉の推進を目指します。

¹ 居住系サービス：認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、混合型特定施設

² 互助：インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

(2) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等の供給目標

サービス付き高齢者向け住宅の供給目標を設定します。

区分	年度	2028年度まで
サービス付き高齢者向け住宅		19,000戸（累計）

なお、高齢者施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」による目標量とします。

(単位：定員数)

区分	年度	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020
特別養護老人ホーム		37,546	38,324	39,697
介護医療院		0	0	0
特定施設(有料老人ホーム等)		38,479	39,782	40,802
認知症高齢者グループホーム		13,006	13,716	14,337
軽費老人ホーム		2,135	2,135	2,135
養護老人ホーム		1,350	1,350	1,350

注1) 特別養護老人ホームは各年度末竣工ベース。その他は各年度3月1日開所・指定ベース。

注2) 介護医療院は「新設」のみ。介護療養型医療施設等からの転換による入所定員数の増加分は記載していない。

注3) 有料老人ホーム等には、一部サービス付き高齢者向け住宅及び養護老人ホーム等を含む。

また、高齢者向け賃貸住宅については、高齢者が安心して暮らし続けることができるように、適切な維持管理の促進に努めます。併せて、多様なニーズに対応した良質な住環境の確保と高齢者向け住宅の供給促進に努めます。

サービス付き高齢者向け住宅

